【参考資料】情報活用能力体系表例（文部科学省作成）

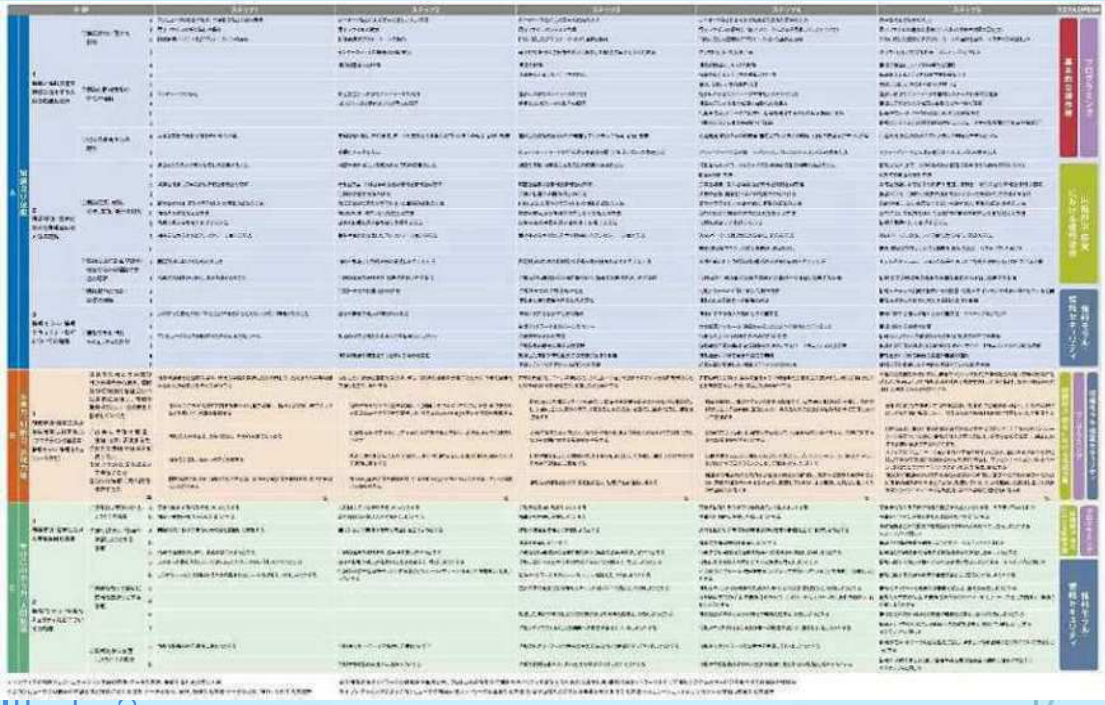

情報活用能力の体系表例（ステップ1～ステップ5）※IE-schoolにおける指導計画を基にステップ別に整理したもの（令和元年度版）

【参考資料】情報活用能力体系表（鹿児島県総合教育センター版）

［資料１］**児童生徒が身に付けるべき情報活用能力一覧表①**　　鹿児島県総合教育センター

各項目を「～することができる。～理解している。」として示す。必要に応じて、更に詳細な内容を、学校や地域、児童生徒の実態に応じて各学校で設定する。

分類	中分類	小学校低学年（ステップ１）	小学校中学年（ステップ２）	小学校高学年（ステップ３）	中学校（ステップ４）
A 知識及び技能	基本的な操作等	・ペイント系アプリケーションの基本操作（ソフトキーボードでのかな入力、印刷含む）	・キーボードによる文字（単語、短文）の正しい入力（ローマ字入力）	・キーボードによるローマ字入力で、ある程度の速さ（１分間に50文字程度）で文章の入力（漢字変換）	・キーボードによる十分な速さ（１分間に80文字程度）で正確な文章の入力
		・カメラ機能（撮影）の基本操作	・画像・動画編集の基本操作、簡単なプレゼンテーションの作成（データの切り取り、コピー、貼り付け）	・目的に応じたアプリケーションの選択と操作、効果的なプレゼンテーションの作成（画像・映像編集の応用的な操作を含む）	・目的に応じた適切なアプリケーションの選択と活用、受け手のニーズに応じたプレゼンテーションの作成
	プログラミング	※物事の順序を流れ図を使って説明（アンプラグド・プログラミング） （アンプラグド・プログラミングにより、朝の会や掃除、行事への取組等を例に） ・大きな事象の分解と組み合わせの体験 ・基本的な問題解決の手順	※Scratchなどのビジュアル・プログラミングの基礎 （ビジュアル・プログラミングの基本的な命令を組み合わせて、総合的な学習の時間の探究課題を追究する中で） ・単純な繰り返し・条件分岐などを含んだプログラムの作成、評価、改善	※Scratchなどのビジュアルプログラミングの応用、ビジュアルプログラミングの基礎 （ビジュアルまたはフィジカルプログラミングの応用的な命令を組み合わせて、小５算数「正多角形」及び小６理科「電気の利用」の学習で思考を深めるために） ・意図した処理を行うための適切な（データや変数などを活用した）プログラムの作成、評価、改善	※計測・制御、ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツによるプログラムの制作　［技術・家庭科（技術分野）］ ・問題発見・解決のための安全・適切なプログラムの制作、動作の確認及びデバッグ等　［技術・家庭科（技術分野）］
	情報収集・処理における情報活用	・身近なところから様々な情報を収集 （身近な人への聞き取りや、教科書、インターネット等のメディアにより、教師と共に必要な情報を利用できることを知る）	・調査や資料等による基本的な情報の収集 （自身の力で、他者への聞き取りや図書資料、テレビやラジオの放送、インターネット等のメディアにより、必要な情報を利用できることを知る）	・調査や実験・観察等による情報の収集 ・情報メディアからの情報の収集と検証	・調査の設計 ・情報通信ネットワークなどからの効果的な情報の検索と検証
		・相手を意識したプレゼンテーション （誰に何を伝えるか、声量やスピードを考える）	・目的を意識したプレゼンテーション （誰に何を、何のために伝えるか、目的を考えて伝え方を二次元の方法を考える）	・聞き手とのやりとりを含む効果的なプレゼンテーション （整理した情報を効果的に伝えるため、質疑応答を設定した話し手と聞き手の双方向性を考える）	・Webページ、SNS等による発信・交流 ・安全・適切なプログラムによる表現・伝達の方法（ネットワークを利用した双方向性のある内容）　［技術・家庭科（技術分野）］
	セキュリティ	・人の作った物を大切にすること、他者に伝えてはいけない情報を守ろうとすること	・自分や他人の情報を大切にすること	・情報に関する自他の権利を尊重すること	・情報に関する個人の権利とその重要性を理解すること
		・自分のID・パスワードの大切さ	・情報発信や情報交換をする際の責任	・情報を適切に守るための方法	・情報セキュリティ確保の対策や対応

R3 鹿児島県総合教育センター　情報教育研修課　作成

【参考資料】情報活用能力体系表（鹿児島県総合教育センター版）

［資料２］

児童生徒が身に付けるべき情報活用能力一覧表②　　鹿児島県総合教育センター

各項目を「～することができる。」として読む。必要に応じて，更に詳細な内容を，学校や地域，児童生徒の実態に応じて各学校で設定する。

分類	学習内容			小学校低学年（ステップ１）	小学校中学年（ステップ２）	小学校高学年（ステップ３）	中学校（ステップ４）
B 思考力・判断力・表現力等	問題解決・探究における情報活用	プログラミング	情報モラル・セキュリティ	・体験や活動から疑問をもち，その解決に向けた見通しをもつ	・収集した情報から課題を見付け，課題解決のための情報活用の見通しをもつ	・問題を焦点化し，ゴールを明確にする ・問題解決のための情報活用計画を立てて，調整しながら実行する（シミュレーションや試作等を行う）	・条件を踏まえて情報活用の計画を具体化する ・計画を複数立案し，評価・改善しながら実行する
				・身近なところから情報を収集し，簡単な絵や図，表やグラフなどで整理する	・収集した情報から情報同士のつながりを見付け，簡単な表やグラフ等で情報を整理する（これまでに習得した※「**考えるための技法**」を用いる）	・目的に応じた情報メディアを選択し，調査や実験等を組み合わせながら情報を収集する ・目的に応じた表やグラフ等で，情報を整理する（※「**考えるための技法**」を適切に選択・活用する）	・情報メディアの特性を踏まえて，効果的に情報検索・検証する ・目的や状況に応じて統計的に整理する（※「**考えるための技法**」を組み合わせて活用して整理する）
				・整理した情報を，順序を表す言葉を用いて自分の言葉でまとめる	・全体的な特徴や要点を捉え，新たな考えや意味を見出す	・情報の類似点や法則性を見付け，転用や応用を考え，解決策を考察する	・目的に応じ，情報の傾向と変化を捉え，多様な解決策を明らかにする
				・情報の大切さを意識しながら自らの情報活用を振り返り，よさに気付く	・自らの情報活用を振り返り，手順の組合せをどのように改善していけばよいのかを考える	・情報及び情報技術の活用を振り返り，改善点を論理的に考える	・情報及び情報技術の活用を効率化の視点から評価する ・意図した活動をよりよく実現するための手順の組合せの改善点等を論理的に考える

※【考えるための技法】　（詳細は「小学校学習指導要領解説　総合的な学習の時間編」p.82等を参照）

1	順序付ける	・複数の対象について，ある視点や条件に沿って対象を並び替える
2	比較する	・複数の対象について，ある視点から共通点や相違点を明らかにする
3	分類する	・複数の対象について，ある視点から共通点のあるもの同士をまとめる
4	関連付ける	・複数の対象がどのような関係にあるかを見付ける　・ある対象に関係するものを見付けて増やしていく
5	多面的に見る・多角的に見る	・対象のもつ複数の性質に着目したり，対象を異なる複数の角度から捉えたりする
6	理由付ける（原因や根拠を見付ける）	・対象の理由や原因，根拠を見付けたり予想したりする
7	見通す（結果を予想する）	・見通しを立てる　・物事の結果を予想する
8	具体化する（個別化する・分解する）	・対象に関する上位概念・規則に当てはまる具体例を挙げたり，対象を構成する下位概念や要素に分けたりする
9	抽象化する（一般化する・統合する）	・対象に関する上位概念や法則を挙げたり，複数の対象を一つにまとめたりする
10	構造化する	・考えを構造的（網構造・層構造など）に整理する

【参考資料】情報活用能力体系表（鹿児島県総合教育センター版）

［資料３］

児童生徒が身に付けるべき情報活用能力一覧表③　　鹿児島県総合教育センター

各項目を「～することができる。」として読む。必要に応じて，更に詳細な内容を，学校や地域，児童生徒の実態に応じて各学校で設定する。

分類	学習内容		小学校低学年（ステップ１）	小学校中学年（ステップ２）	小学校高学年（ステップ３）	中学校（ステップ４）
C 学びに向かう力・人間性等	問題解決・探究における情報活用	プログラミング	・複数の視点で，事象と関係する情報を見付け，捉えようとする	・新たな視点で，情報同士のつながりを見付け，検討しようとする	・物事を批判的に考察し，情報を構造的に理解し，考察しようとする	・物事を批判的に考察し，事象を情報とその結び付きの視点から捉え，考察し，判断しようとする
			・問題解決における情報の大切さを意識して行動する	・目的に応じて情報の活用の見通しを立てようとする	・複数の視点を想定して計画し，創造しようとする	・条件を踏まえて情報及び情報技術の活用計画を立て，工夫，創造しようとする
	情報モラル・セキュリティ		・人の作った物を大切にし，他者に伝えてはいけない情報を守ろうとする	・自分の情報や他人の情報を大切にし，尊重しようとする	・情報に関する自分や他人の権利を尊重しようとする	・情報に関する個人の権利とその重要性を尊重しようとする
			・ICTを利用するときの基本的なルールを踏まえ，行動しようとする	・情報の発信や情報をやりとりする場合にもルール・マナーがあることを踏まえ，行動しようとする	・通信ネットワーク上のルールやマナーを守って行動しようとする	・社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることを踏まえ，適切に行動しようとする
				・ICTの利用による健康への影響を踏まえ，行動しようとする	・生活の中で必要となる情報セキュリティを踏まえ，行動しようとする	・情報セキュリティ確保のための対策・対応の必要性を踏まえ，適切に行動しようとする
						・仮想的な空間の保護・治安維持のための，サイバーセキュリティの重要性を踏まえ，適切に行動しようとする
					・発信した情報や情報社会での行動が及ぼす影響を踏まえ，適切に行動しようとする	・情報社会における自分の責任や義務を踏まえ，適切に行動しようとする
					・情報メディアの利用による健康への影響を理解した行動をしようとする	・情報メディアの利用による健康への影響を踏まえ，適切に行動しようとする
			・情報や情報技術を適切に使おうとする	・情報通信ネットワークを協力して使おうとする	・情報通信ネットワークは共用のものであることを理解し，責任をもって行動しようとする	・情報通信ネットワークの公共性を意識して，適切に行動しようとする
				・情報や情報技術を生活に生かそうとする	・情報や情報技術をよりよい社会づくりに生かそうとする	・情報や情報技術をよりよい生活や持続可能な社会の構築に生かそうとする

○**情報モラル**は，教科等横断的な視点に立った育成を行う必要がある。各教科等において適時，繰り返し指導することが大切である。SNS等のコミュニケーションも日常生活と同様に，向こう側に人がいることを意識させることが重要であり，顔が見えない分，日常生活以上に勘違いが起こる可能性は高く，注意すべき点があることについて指導する必要がある。**［指導充実のポイント］①自ら考える活動を通した指導　②体験を通した指導　③繰り返し指導　④家庭・地域と連携した指導**

情報モラル指導モデルカリキュラム表（文部科学省作成）

情報モラル指導モデルカリキュラム表

この表は、情報モラルの指導カリキュラムの内容を小中高一貫のモデルカリキュラムとして示したものです。このモデルカリキュラムの目標は、学校教育全体の中で達成していくことが望ましく、本モデルカリキュラムを参考にして、それぞれの学校では、地域の実情に合わせ、情報モラルのカリキュラムを組み立て、実施してください。
各目標の詳細は、Webページをご覧ください。http://www.japet.or.jp/moral-guidebook/

<大目標・中目標レベル>

分類		L1：小学校1～2年	L2：小学校3～4年	L3：小学校5～6年	L4：中学校	L5：高等学校
1．情報社会の倫理	a	a1～3：発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ			a4～5：情報社会への参画において、責任ある態度で臨み、義務を果たす	
	a	a1-1：約束や決まりを守る	a2-1：相手への影響を考えて行動する	a3-1：他人や社会への影響を考えて行動する	a4-1：情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する	a5-1：情報社会において、責任ある態度をとり、義務を果たす
	b	b1～3：情報に関する自分や他者の権利を尊重する			b4～5：情報に関する自分や他者の権利を理解し、尊重する	
	b	b1-1：人の作ったものを大切にする心をもつ	b2-1：自分の情報や他人の情報を大切にする	b3-1：情報にも、自他の権利があることを知り、尊重する	b4-1：個人の権利（人格権、肖像権など）を尊重する	b5-1：個人の権利（人格権、肖像権など）を理解し、尊重する
	b				b4-2：著作権などの知的財産権を尊重する	b5-2：著作権などの知的財産権を理解し、尊重する
2．法の理解と遵守	c		c2～3：情報社会でのルール・マナーを遵守できる		c4：社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることを知る	c5：情報に関する法律の内容を理解し、遵守する
	c		c2-1：情報の発信や情報をやりとりする場合のルール・マナーを知り、守る	c3-1：何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない	c4-1：違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わない	c5-1：情報に関する法律の内容を積極的に理解し、適切に行動する
	c			c3-2：「ルールや決まりを守る」ということの社会的意味を知り、尊重する	c4-2：情報の保護や取り扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る	c5-2：情報社会の活動に関するルールや法律を理解し、適切に行動する
	c			c3-3：契約行為の意味を知り、勝手な判断で行わない	c4-3：契約の基本的な考え方を知り、それに伴う責任を理解する	c5-3：契約の内容を正確に把握し、適切に行動する
3．安全への知恵	d	d1～3：情報社会の危険から身を守るとともに、不適切な情報に対応できる			d4～5：危険を予測し被害を予防するとともに、安全に活用する	
	d	d1-1：大人と一緒に使い、危険に近づかない	d2-1：危険に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する	d3-1：予測される危険の内容がわかり、避ける	d4-1：安全性の面から、情報社会の特性を理解する	d5-1：情報社会の特性を意識しながら行動する
	d	d1-2：不適切な情報に出合わない環境で利用する	d2-2：不適切な情報に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する	d3-2：不適切な情報であるものを認識し、対応できる	d4-2：トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る	d5-2：トラブルに遭遇したとき、さまざまな方法で解決できる知識と技術を持つ
	e	e1～3：情報を正しく安全に利用することに努める			e4～5：情報を正しく安全に活用するための知識や技術を身につける	
	e		e2-1：情報には誤ったものもあることに気づく	e3-1：情報の正確さを判断する方法を知る	e4-1：情報の信頼性を吟味できる	e5-1：情報の信頼性を吟味し、適切に対応できる
	e	e1-2：知らない人に、連絡先を教えない	e2-2：個人の情報は、他人にもらさない	e3-2：自他の個人情報を、第三者にもらさない	e4-2：自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる	e5-2：自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる
	f	f1～3：安全や健康を害するような行動を抑制できる			f4～5：自他の安全や健康を害するような行動を抑制できる	
	f	f1-1：決められた利用の時間や約束を守る	f2-1：健康のために利用時間を決め守る	f3-1：健康を害するような行動を自制する	f4-1：健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる	f5-1：健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる
	f			f3-2：人の安全を脅かす行為を行わない	f4-2：自他の安全面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる	f5-2：自他の安全面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる
4．情報セキュリティ	g		g2～3：生活の中で必要となる情報セキュリティの基本を知る		g4～5：情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識を身につける	
	g		g2-1：認証の重要性を理解し、正しく利用できる	g3-1：不正使用や不正アクセスされないように利用できる	g4-1：情報セキュリティの基礎的な知識を身につける	g5-1：情報セキュリティに関する基本的な知識を身につけ、適切な行動ができる
	h			h3：情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる	h4～5：情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる	
	h			h3-1：情報の破壊や流出を守る方法を知る	h4-1：基礎的なセキュリティ対策が立てられる	h5-1：情報セキュリティに関し、事前対策・緊急対応・事後対策ができる
5．公共的なネットワーク社会の構築	i		i2～3：情報社会の一員として、公共的な意識を持つ		i4～5：情報社会の一員として、公共的な意識を持ち、適切な判断や行動ができる	
	i		i2-1：協力し合ってネットワークを使う	i3-1：ネットワークは共用のものであるという意識を持って使う	i4-1：ネットワークの公共性を意識して行動する	i5-1：ネットワークの公共性を維持するために、主体的に行動する

●「情報モラル指導モデルカリキュラム表」は、文部科学省委託事業「情報モラル等指導サポート事業」において作成されたものです。

ICT活用場面における情報モラル指導事項一覧表（県総合教育センター作成）

ICT活用場面における情報モラル指導事項一覧表

鹿児島県総合教育センター

しらべる

分類		小学校1～2年	小学校3～4年	小学校5～6年	中学校	高等学校	項目
安全への知恵	d	d1-1：大人と一緒に使い、危険に近づかない	d2-1：危険に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する	[illegible]	d4-1：安全の面から、情報社会の特性を理解する	[illegible]	トラブルへの対応方法
	d	●子どもだけでインターネットを利用しない	▼知らない人からのメールは、大人に知らせる	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
	d		▼変なメッセージを受け取ったら、すぐに大人に知らせる	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
	e		▼情報を鵜呑みにしない	[illegible]			情報の判断
	e	e1-2：知らない人に、連絡先を教えない	e2-2：個人情報は、他人にもらさない	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
	f	f1-1：決められた利用の時間や約束を守る	f2-1：健康のために利用時間を決め守る	f3-1：健康を害するような行動を自制する	[illegible]	[illegible]	健康への配慮
	f			f3-2：人の安全を脅かす行為を行わない	[illegible]	[illegible]	

ICT活用場面における情報モラル指導事項一覧表（県総合教育センター作成）

分類		小学校1～2年	小学校3～4年	小学校5～6年	中学校	高等学校	項目
情報セキュリティ	g		g2～g3：生活の中で必要となる情報セキュリティの基本を知る		g4～5：情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識を身につける		セキュリティの知識
			g2-1：認証の重要性を理解し、正しく利用できる	g3-1：不正使用や不正アクセスされないように利用できる	g4-1：情報セキュリティの基礎的な知識を身につける	g5-1：情報セキュリティに関する基礎的な知識を身につけ、適切な行動ができる	
			▼パスワードは誰にも教えない	▼パスワードは自分で管理しなければならないことを理解する	▼それぞれ個人の秘密がどう保護されるかを知る	▼暗号化によって自分を守ることを知り、活用する	
			▼自分の使った端末をそのままを放置しない	▼どのようにして個人情報が漏れていくかを知る			
	h			h3：情報セキュリティの確保のために対策・対応がとれる	h4～h5：情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる		
				h3-1：情報の破壊や流出を守る方法を知る	h4-1：基礎的なセキュリティ対策が立てられる	h5-1：情報セキュリティに関し、事前対策・緊急対応・事後対策ができる	
				▼ウィルスに対する正しい知識を知る	▼不正アクセスによる（個人）情報の流出を防ぐことができる	▼ウィルスに対し、事前対策・緊急対策・事後対策がとれる	
				▼[illegible]を人に渡さない		▼パスワードやパソコンに関連し、不適切な状況を知り、対応できる	
				▼ダウンロードには危険がともなうものがあることを知る		▼ネットワークを介した攻撃を知り、対策・対応がとれる（ファイアウォールなど）	
公共的なネットワーク社会の構築	i		i2～i3：情報社会の一員として、公共的な意識を持つ		i4～i5：情報社会の一員として、公共的な意識を持ち、適切な判断や行動ができる		公共的な意識と行動
			i2-1：協力し合ってネットワークを使う	i3-1：ネットワークは共用のものであるという意識を持って使う	i4-1：ネットワークの公共性を意識して行動する	i5-1：ネットワークの公共性を維持するために、主体的に行動する	
			▽人のために役立つことをする		▼みんなが使う[illegible]を、[illegible]に利用する	▼ネット上の迷惑行為は、[illegible]	
						▼不正な技術の利用を、見逃さない	
					▼ネットワーク上のルールやマナーを守り、公共的な利用ができる（公共・ルール）	▼ネットワーク上のルールやマナーを守り、公共的な利用ができる（公共・ルール）	

ICT活用場面における情報モラル指導事項一覧表（県総合教育センター作成）

まとめる

分類		小学校1～2年	小学校3～4年	小学校5～6年	中学校	高等学校	項目
情報社会の倫理	b	b1～b3：情報に関する自分や他者の権利を尊重する			b4～b5：情報に関する自分や他者の権利を理解し、尊重する		倫理観
		b1-1：人の作ったものを大切にする心をもつ	b2-1：自分の情報や他人の情報を大切にする	b3-1：情報にも、自他の権利があることを知り、尊重する	b4-1：個人の権利（人格権、肖像権など）を尊重する	b5-1：個人の権利（人格権、肖像権など）を理解し、尊重する	
		▽みんなが使うものを大切にする	▼（ネット社会でも普段の生活でも）他の人たちの作り方を大切にする	▼自分と異なる意見や立場を尊重する			
			▼作者の権利に対し、[illegible]の気持ちを持つ	▼人の著作物には、著作権があることを知り、尊重する	b4-2：著作権などの知的財産権を尊重する	b5-2：著作権などの知的財産権を理解し、尊重する	
安全への知恵	f	f1～f3：安全や健康を害するような行動を抑制できる			f4～f5：自他の安全や健康を害するような行動を抑制できる		健康への配慮
		f1-1：決められた利用の時間や約束を守る	f2-1：健康のために利用時間を決め守る	f3-1：健康を害するような行動を自制する	f4-1：健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる	f5-1：健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる	
					▼精神的・身体的に負担がかかり過ぎないように注意する		
					▼メディアの使い方を誤ると、心身の健康に、障害が起きうることを知る		
				f3-2：人の安全を脅かす行為を行わない	f4-2：安全の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる	f5-2：安全の面に配慮した、情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる	

いかす

分類		小学校1～2年	小学校3～4年	小学校5～6年	中学校	高等学校	項目
情報社会の倫理	a	a1～a3：発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ			a4～a5：情報社会への参画において、責任ある態度で臨み、義務を果たす		倫理観
		a1-1：約束や決まりを守る	a2-1：相手への影響を考えて行動する	a3-1：他人や社会への影響を考えて行動する	a4-1：情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する	a5-1：情報社会において、責任ある態度をとり、義務を果たす	
		▽コンピュータやメディアを使う時に、決められたルールを守る	▼ネットで[illegible]	▼ネット上の発言（書き込み）がどのような影響があるかを知る	▼ネット上の発言には、[illegible]	▼[illegible]しない	
		▽みんなで決めた約束や決まりを守る	▼受け手の気持ちを考えて情報発信する	▼相手の状況を踏まえて、情報発信する	▼情報のマナーを守る		
		▽うそをついたりごまかしたりしない		▼チェーンメールが社会に与える影響を知り、行わない			
				▼公衆のマナーを知る			

ICT活用場面における情報モラル指導事項一覧表（県総合教育センター作成）

法の理解と遵守	6					法の精神
		6-0-1：情報社会でのルール・マナーを理解できる		6-4：社会はさまざまなルール・法律をやることによって成り立っていることを知る	6-5：情報に関する法律の内容を理解し、遵守する	
		6-1：情報の発信や書込みをインターネットする場合のルール・マナーを知り、守る	6-3：「自分のルール・マナー」に対する考え方を知り、押付けにならない	6-4：発信する情報の内容や、発信するときの「言葉」や「行動」は決して行わない	6-5：情報に関する法律の内容を理解し、「悪いこと」を行わない	
		▼ルールやエチケットを知り、守る	▼ルールやエチケットを守らない理由を知り、それが良くないことを考える	▼公共、交通・車輌、公園いる、オ・ネ・アクセス、送信、通信、文書	▼犯罪（窃盗、犯罪の実例）に出会ったり何かを知り、すぐ、したり対応したりしない	
					▼違法な行為を知り、迷わないようにする	
			6-2：「ルールをきまりを作る」ということが、公共の場を良くし、…を理解する	6-2：不適切な情報や悪い影響に対する対応ルールや法律の内容を知る	6-2：「自分の行動に関するルールや法律を理解し、適切に行動する	
			▼ルールがなかったらどうなるか、を考える	▼公共の場と場（学校・地域・家）を基本的な考え方	▼犯罪・法律を考え、ルールに対した取り組みができる	
				▼他人を傷つけたり迷惑を掛けないと思う基本的な考え方	▼他人を傷つけたりに対して、自分の取り組みができる	
					▼特定の人に対する法律の意識を理解する	
			6-3：文化に対する尊重を知り、勝手な判断をしない	6-3：文化の基本的な考え方を知り、それに対する理解を深める	6-3：文化のルール・…に対し、…に対する	
			▼「はい」や「閉じる」のボタンは、むやみに押さない		▼ソフトウェアの利用サービスにおける…の利用を知り、選択できる	
			▼子どもだけで、勝手に買ったりしない			
安全への配慮	7	7-0-1：安全や健康を害するような情報を知り対応できる		7-0-1：自分の安全や健康を害するような情報を知る		健康への配慮
		7-1：「迷惑メール」「悪質メール」「有害情報」を理解する	7-4：健康のために利用時間を決める	7-1：「迷惑メール」できるような情報を知る	7-1：「迷惑メール」「悪質メール」「有害メール」などの知り方を理解し、対応できる	
				▼個人情報・…に対する…を知り、…メールなどの知り方を理解し、対応できる		
				▼メディアの知識を身に付ける。心身の健康に、…が及ぼす影響を知る		
				7-2：人の安全を安全な行動を行わない	7-2：…の…に対する…、…メディアとの…を理解し、対応できる	
公共社会ネットワーク社会の倫理		8-0-1：情報社会の一員として、公共的な意識を持つ		8-0-1：情報社会の一員として、公共的な意識を持つ		公共的な参加と行動
		8-1：自分にとってネットワークを知る	8-3：「ネットワークは共用のものである」という意識を持って伝う	8-1：ネットワークの公共性を理解して行動する	8-1：ネットワークの公共性を保持するために、主体的に行動する	
		「人のため」に役立つ人になる		▼みんなが使いやすい環境を、自分に…はし、…する	▼ネット上の…行為は、…ない	
					▼…の利用を、…ない	
				▼ネットワーク上のコミュニティに…なる事ができる（…・ルール）	▼ネットワーク上のコミュニティに適切に参加・活動できる（…・ルール）	

▼：情報モラルの目標、▽：法律の目標と関連する項目、●：強調（目標ではなく、わかりやすく説明している）

※　文部科学省「情報モラル指導モデルカリキュラム表」及び国立教育政策研究所「情報モラル指導モデルカリキュラムチェックリスト」を参考に作成

教員のＩＣＴ活用指導力の状況

ＩＣＴ環境が整備されていることを前提として、以下のＡ－１からＤ－４の１６項目について、右欄の４段階でチェックしてください。

	4できる	3ややできる	2あまりできない	1ほとんどできない
Ａ　教材研究・指導の準備・評価・校務などにＩＣＴを活用する能力				
Ａ－１ 教育効果を上げるために，コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。	4	3	2	1
Ａ－２ 授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり，保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。	4	3	2	1
Ａ－３ 授業に必要なプリントや提示資料，学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために，ワープロソフト，表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	4	3	2	1
Ａ－４ 学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し，評価に活用する。	4	3	2	1
Ｂ　授業にＩＣＴを活用して指導する能力				
Ｂ－１ 児童生徒の興味・関心を高めたり，課題を明確につかませたり，学習内容を的確にまとめさせたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	4	3	2	1
Ｂ－２ 児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり，比較検討させたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。	4	3	2	1
Ｂ－３ 知識の定着や技能の習熟をねらいとして，学習用ソフトウェアなどを活用して，繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。	4	3	2	1
Ｂ－４ グループで話し合って考えをまとめたり，協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に，コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。	4	3	2	1
Ｃ　児童生徒のＩＣＴ活用を指導する能力				
Ｃ－１ 学習活動に必要な，コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。	4	3	2	1
Ｃ－２ 児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して，情報を収集したり，目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。	4	3	2	1
Ｃ－３ 児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して，調べたことや自分の考えを整理したり，文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。	4	3	2	1
Ｃ－４ 児童生徒が互いの考えを交換し共有して話合いなどができるように，コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。	4	3	2	1
Ｄ　情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力				
Ｄ－１ 児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち，相手のことを考え，自他の権利を尊重して，ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	4	3	2	1
Ｄ－２ 児童生徒がインターネットなどを利用する際に，反社会的な行為や違法な行為，ネット犯罪などの危険を適切に回避したり，健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。	4	3	2	1
Ｄ－３ 児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け，パスワードを適切に設定・管理するなど，コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。	4	3	2	1
Ｄ－４ 児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き，学習に活用したり，その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。	4	3	2	1

情報セキュリティポリシーについて共通理解しておきたいこと①

① セキュリティポリシーのクラウド活用への対応

・ セキュリティポリシーについては，クラウド活用も想定したものへの変更が必要となる場合があります。市町村の情報セキュリティポリシーとの整合にも注意しながら，児童生徒の学びのために弾力的な運用ができるよう，見直しが必要な場合は，見直しを行ってください。

② 個人情報の管理

・ 個人情報の管理については，各自治体の個人情報保護条例等との関連も出てくるかと思います。取扱いについて，保護者の事前に了解を得ることや，学校に配布された端末の利用状況については，教職員等が定期的に利用履歴の確認をしたり，必要が生じた場合には，教育委員会関係者も利用履歴を確認できるようにしたりするなど，把握するための適切な措置を講じるようにしてください。

③ 保護者

・ 取組については，保護者・PTAや地域住民等にも周知し，児童生徒の適切な利活用についての理解を求めることも大切です。

情報セキュリティポリシーについて共通理解しておきたいこと②

④ 県域教育用アカウントやパスワードの管理

・ GIGAスクール構想は，クラウド活用を前提としているため，本県では公立学校向けに，県域教育用ドメインを設定し，教職員用と児童生徒が小学校入学から高校卒業まで活用できる児童生徒用の県域教育用アカウントとパスワードを整備しています。

・ アカウントやパスワードについては，適切な設定がされているかを定期的に児童生徒に確認させたり，適切な管理について，児童生徒に指導したりするよう努めてください。

・ 県域教育用アカウントやパスワードの管理（年次更新等を含む）については，学校は所管する市町村教育委員会と，市町村教育委員会は県教委や県総合教育センター情報教育研修課と連携を図りながら行うようにしてください。

・ なお，県域教育用アカウントで使用可能な機能の初期設定等については，次のページのとおりです。運用時の参考としてください。

情報セキュリティポリシーについて共通理解しておきたいこと③

◎「県域教育用アカウント（@kago.ed.jp）」に係るアプリ等の運用についての確認事項

内　　容			児童・生徒用	教員
外部メールの送受信		Google，Microsoft 共に	送受信不可	送受信可能
ルーム，チーム等の作成		Google Classroom	ルーム，クラス共に作成は不可・利用は可能	ルーム，クラス共に作成可
		Microsoft Teams	チーム，チャネル共に作成は不可・利用は可能	チーム，チャネル共に作成可
チャット機能の利用		Google Chat	利用不可	利用可能
		Microsoft Teams	利用不可	利用可能
オンライン会議	開催	Google Meet	開催不可・参加は可能	開催可能
		Microsoft Teams	開催不可・参加は可能	開催可能
	録画	Google Meet	録画不可	録画可能
		Microsoft Teams	録画不可	録画可能
ドライブ（クラウド）の外部との共有		Google Drive	共有不可	共有可能
		Microsoft OneDrive	共有不可	共有可能

※「県域教育用アカウント」では，SNSの投稿等はできない。
⇒　児童生徒用の「____@kago.ed.jp」は，Google，Windowsともに，外部とのメールの送受信ができない設定になっていることから，SNSのアカウントを登録する際に配信される確認メールを受信できず，SNSのアカウントを作成することができない。

情報セキュリティポリシーについて共通理解しておきたいこと④

⑤　外部専門家等との連携

端末やOS，フィルタリング等の適切な設定により，児童生徒にとって安心・安全な端末の利用環境を構築する際，ICT支援員やGIGAスクールサポーター，端末やアプリの導入業者等の外部専門家等との連携も重要です。

⑥　使用状況や児童生徒の発達の段階を踏まえた対応

学校や授業での活用状況，発達の段階，児童生徒の状況を踏まえて，以下に示すような工夫も必要と考えます。

ア　学校で配布した端末については，児童生徒が無断でアプリケーションをダウンロードできないようにする。

イ　学習に関係のない不適切なサイトにアクセスできないようにする。

ウ　チャット機能（アプリに付属した，チャットに類似する機能も含む）などについて，例えば，児童生徒だけではチャットルームを作ることができないようにしたり，教職員等が内容を確認できるようにしたりする。　等

令和５年７月４日

各市町村教育委員会教育長　殿

鹿児島県教育庁義務教育課長
兼学校教育ＩＣＴ推進監

「初等中等教育段階における生成ＡＩの利用に関する暫定的なガイドライン」の作成について（依頼）

日頃から本県の「教育の情報化」に向けた取組について，御理解・御協力をいただき感謝申し上げます。

このことについて，別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局長から通知がありました。

ついては，貴管下の学校及び教職員に対して，周知をお願いします。

特に，学校における長期休業中の課題等への対応は急務であると考えますが，本ガイドラインにおいても一概に使用を禁じていないものの、不適切な使用が行われることが絶対にないよう，本ガイドラインで示された留意事項（別紙「長期休業中の課題等について（文章作成に関わるもの）」）や利用規約の遵守について，教職員だけでなく，児童生徒，保護者等にも確実に周知していただきますようお願いいたします。

児童生徒の情報活用能力の視点から，生成ＡＩの仕組みの理解や生成ＡＩを学びに活かす力等の育成は重要であるため，県教委としては，本ガイドラインを踏まえ，学習活動や校務等，学校における生成ＡＩの適切な利用や情報モラルの指導の在り方等について，今後，有識者等による協議を行い，本県における学校教育の情報化の推進に関する施策を示した「未来を創る鹿児島『教育の情報化』推進プラン」（令和５年３月公表）に盛り込んでいくこととしています。

貴管下の学校及び教職員におかれては，引き続き児童生徒の情報活用能力の育成に向け，本県の推進プランと本ガイドラインも踏まえながら，「教育の情報化」の推進を図っていただきますようお願いします。

【連絡先】
高校教育課学校教育ＩＣＴ推進班　中村
電　話：０９９－２８６－５５８８
ＦＡＸ：０９９－２８６－５６７８
E-mail：kyou-ict@pref.kagoshima.lg.jp